

愛知万博 20 周年記念事業応援サポーター制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この制度は、愛知万博 20 周年記念事業（以下「記念事業」という。）の趣旨に賛同し、記念事業の P R 等に協力いただける個人、企業、団体等を「愛知万博 20 周年記念事業応援サポーター」（以下「応援サポーター」という。）として登録し、愛知万博 20 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と応援サポーターが連携協力することで、記念事業の効果的な実施に繋げることを目的とする。

(協力内容)

第 2 条 応援サポーターは、次の各号に掲げる取組のうち、協力することが可能な取組を実施するものとする。

- (1) 記念事業に関する広報の協力
- (2) 実行委員会が行うイベントへの協力
- (3) 記念事業の P R に繋がる事業・キャンペーンの主体的な実施
- (4) その他記念事業に資する取組

(登録手続等)

第 3 条 応援サポーターに登録しようとする者（以下「登録申請者」という。）は、「愛知万博 20 周年記念事業応援サポーター登録申請書」（様式第 1 号。以下「申請書」という。）により、愛知万博 20 周年記念事業実行委員会会長（以下「会長」という。）に申請を行うものとする。

2 会長は、前項の申請があった場合、その内容を審査し、当該登録申請者を応援サポーターとして登録することが適当であると認められるときは、「愛知万博 20 周年記念事業応援サポーター登録証」（様式第 2 号）を、当該申請者に交付するものとする。

3 会長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合、第 1 項の規定による申請を受理しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号) 第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 宗教団体又は特定の宗教団体を支援し、若しくは支援するおそれがある者
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれがある者
- (6) その他会長が申請を受理することが適当でないと認める者

(登録内容の変更)

第 4 条 応援サポーターの登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、前条第 1 項で申請した内容について変更が生じた場合、会長に「愛知万博 20 周年

記念事業応援サポーター登録内容変更届」(様式第3号)を提出するものとする。

(登録期間)

第5条 応援サポーターの登録期間は、応援サポーターの登録を受けた日から令和7(2025)年9月25日までとする。

(登録の取消し)

第6条 会長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合、応援サポーターの登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者が、第3条第3項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (2) 登録者が提出した申請書の内容に虚偽があることが判明した場合
- (3) 登録者が「愛知万博20周年記念事業応援サポーター辞退届」(様式第4号)を会長に提出し、応援サポーターの登録の取消しを申し出た場合
- (4) その他会長が応援サポーターとして登録しておくことが適当でないと思えた場合

2 会長は、前項の規定により応援サポーターの登録の取消しを行った場合、「愛知万博20周年記念事業応援サポーター登録取消通知書」(様式第5号)により通知するものとする。

(経費等の負担)

第7条 実行委員会は、この要綱による登録の申請、登録内容の変更及び第2条第1項各号に掲げる取組の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(登録者の公表)

第8条 会長は、登録者について、実行委員会が管理するウェブサイト等で公表するものとする。ただし、登録者から、当該ウェブサイト等での公表を希望しない旨の申出があった場合は、この限りではない。

(ロゴマークの利用)

第9条 登録者は、記念事業のPR等にあたり、別に定める「愛知万博20周年記念事業ロゴマークの利用に関する要綱」に基づき、記念事業のロゴマークを利用することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月17日から施行する。